第五条の二中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改める。

第六条第一項中「原子炉ごと」を「試験研究用等原子炉ごと」に改め、同項の表第二号ホ、ヘ、ト及び同表第三号ロ中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改め、同表第四号ニ中「原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者等」に、同表第五号イ中「原子炉に」を「試験研究用等原子炉に」、「原子炉及び」を「試験研究用等原子炉及び」に改め、同表第六号ロ中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改め、同表第八号中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改め、同条第五項及び第六項中「原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者」に改める。

第七条中「原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者」に改める。

第八条第一項中「原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者」に、同条第二項中「原子炉の」を「試験研究用等原子炉の」に、「原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者」に改める。

第九条第一項中「原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者」に、同条第二項中「原子炉に」を「試験研究用等原子炉に」、「原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者」に改める。

第十条第一項及び第二項中「原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者」に改める。

第十一条の見出し中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に、同条中「原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者」に、「原子炉の」を「試験研究用等原子炉の」に改め、同条第一号、第二号及び第七号中「原子炉の」を「試験研究用等原子炉の」に改める。

第十二条、第十三条、第十四条及び第十四条の三中「原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者」に改める。

第十四の五第一号及び第四号中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改める。

第十五条第二号中「原子炉を」を「試験研究用等原子炉を」に、同条第五号中「原子炉（」を「試験研究用等原子炉（」に改める。

第十五条の二中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改める。

第十五条の三見出し、第一項第一号及び第三号中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に、第二項第一号から第五号まで及び第九号中「原子炉の」を「試験研究用等原子炉の」に改める。

第十六条（見出し含む）中「原子炉主任技術者」を「試験研究用等原子炉主任技術者」に、「原子炉に」を「試験研究用等原子炉に」に改める。

第十六条の二第二項中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改め、同項第一号及び第二号中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改める。

第十六条の六第二項第三号中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改める。

第十六条の九中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改める。

第十六条の十二第一項中「旧原子炉設置者等」を「旧試験研究用等原子炉設置者等」に改める。

第十六条の十三の見出し中「旧原子炉設置者等」を「旧試験研究用等原子炉設置者等」に改める。

第十六条の十四中「原子炉設置者（旧原子炉設置者等」を「試験研究用等原子炉設置者（旧試験研究用等原子炉設置者等」に、同条第二号中「原子炉の」を「試験研究用等原子炉の」に改める。

第十七条中「原子炉設置者（旧原子炉設置者等」を「試験研究用等原子炉設置者（旧試験研究用等原子炉設置者等」に改める。

第十八条中「原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者」に、「原子炉を」を「試験研究用等原子炉を」に改める。

（核燃料物質の使用等に関する規則の一部改正）

第二条　核燃料物質の使用等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の九第三号中「原子炉の」を「試験研究用等原子炉の」に改める。

（国際規制物資の使用等に関する規則の一部改正）

第三条　国際規制物資の使用等に関する規則（昭和三十六年総理府令第五十号）の一部を次のように改正する。

第一条第十六号イ中「原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者」に、「原子炉施設」を「試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設」に改める。

第一条の三第一項中「原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者」に改める。

第一条の六第一項中「旧原子炉設置者等」を「旧試験研究用等原子炉設置者等、旧発電用原子炉設置者等」に、「法第四十三条の三の三十三第四項」の下に「、法第四十三条の三の三十三第四項」を加え、「若しくは法第五十六条」を「、法第四十三条の三の二十第一項若しくは第二項又は法第五十六条」に改める。

第四条第一項中「原子炉設置者（旧原子炉設置者等を含む。以下同じ。）」を「試験研究用等原子炉設置者（旧試験研究用等原子炉設置者等を含む。以下同じ。）、発電用原子炉設置者（旧発電用原子炉設置者等を含む。以下同じ。）」に、「原子炉設置者にあつては、原子炉」を「試験研究用等原子炉設置者にあつては試験研究用等原子炉、発電用原子炉設置者にあつては発電用原子炉」に改める。

（試験研究の用に供する発電用原子炉の運転計画に関する規則の一部改正）

第四条　試験研究の用に供する発電用原子炉の運転計画に関する規則（昭和三十八年総理府・通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

本則第一項中「原子炉であつて発電の用に供するもの」を「発電用原子炉」に改め、「及び船舶に設置するもの」を削る。

（船舶に設置する軽水減速加圧軽水冷却型原子炉であつて研究開発段階にあるものの運転計画に関する規則の一部改正）

第五条　船舶に設置する軽水減速加圧軽水冷却型原子炉であつて研究開発段階にあるものの運転計画に関する規則（昭和四十七年総理府・運輸省令第二号）の一部を次のように改正する。

本則第一項中「もの（発電の用に供するものを除く。）」を「試験研究用等原子炉（」に改める。

（原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則の一部改正）

第六条　原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十一号）の一部を次のように改正する。

本則第二条中「原子炉主任技術者」を「試験研究用等原子炉主任技術者又は発電用原子炉主任技術者」に改める。

（核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則の一部改正）

第七条　核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則（核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「第二十三条第二項第五号の原子炉」を「第二十三条第二項第五号の試験研究用等原子炉」に改め、「含む。）」の下に「、法第四十三条の三の五第二項第五号の発電用原子炉の附属施設」を加え、同条第三号中「七十七号）第七条」を「七十七号）第六十五条」に、「研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則（平成十二年総理府令第百二十二号）第二十五条」を「研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成十二年総理府令第百二十二号）第六十二条」に改める。

第二条中「原子炉施設」を「試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設」に改め、同条第三号中「原子炉設置者、」を「試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、」に、「旧原子炉設置者等」を「旧試験研究用等原子炉設置者等」に改める。

（実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正）

第八条　実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

本則中「あつて」を「あって」に、「よつて」を「よって」に、「行つた」を「行った」に、「従つて」を「従って」に、「そう入量」を「挿入量」に、「遮へい体」を「遮蔽体」に、「かぎ」を「鍵」に、「さく」を「柵」に改め、本則（第七条を除く。）中「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に、本則（第十九条の十二から第十九条の十六及び第十九条の十七を除く。）中「原子炉設置者」を「発電用原子炉設置者」に改める。

第三十条中「第二十七条」を「第百三十九条」に改め、同条を第百四十二条とする。

第二十九条第二項中「第二十七条」を「第百三十九条」に改め、同条を第百四十一条とし、第二十八条を第百四十条とする。